

大規模災害への対応方針

宇都宮農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、大規模災害時においても事業継続を行うことに最大限努力、次のとおり行動することをここに宣言します。

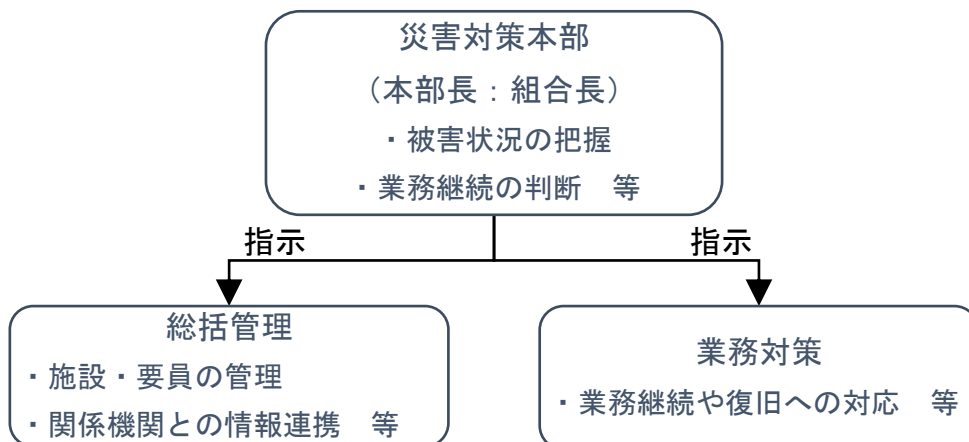
1. 当組合は、大規模災害時において組合員、地域住民、役職員の安全を最優先に行動し、災害による二次的な被害が拡大しないよう、最大限努力します。
2. 当組合は、大規模災害時における社会的責任を果たすため、関係者と連携し、災害時にも継続すべき業務を遂行するよう努めます。
3. 当組合は、大規模災害時に必要な設備、物資を備え、役職員が適切に行動するために権限を明確にし、組合の定める対応要領に則って行動できるよう訓練や周知を徹底します。

具体的な行動内容は、次のとおりです。

I. 災害時の対応について

1. 災害対策本部の設置

大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、被害状況の把握や事業継続に向けて対策にあたります。本部長の指揮命令のもと、各部署が連携しながら業務継続に取り組めるよう、体制や役割を整備しています。



2. 事業継続計画（BCP）

大規模災害が発生した場合には、関係機関と協力し、被害を最小限に抑えつつ、継続すべき業務を可能な限り継続及び早期復旧できるよう、継続業務や手続き等を取り決めていきます。

II. 災害への備えについて

BCPの円滑な実施のため、役職員を対象に次の対策・教育訓練等を実施しています。

1. 防災対策

- ・ 職員およびその家族の安否確認を迅速に行い、業務継続のための要員を把握するために、連絡網を整備しています。
- ・ 大規模災害が発生した場合に、役職員が取るべき行動として行動基準を整備しています。
- ・ 災害時に必要となる、備蓄品や防災品等を各事業所に準備しています。

2. 教育訓練の実施

- ・ 役職員が災害時に適切に行動できるよう、行動基準やBCPの内容を研修しています。
- ・ 大規模災害を想定して、避難方法や継続業務対応、関係機関との情報連携等を総合的に訓練しています。

附則：この方針は、平成26年8月27日から施行する。

この方針は、令和2年12月25日から改正する。